

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画および地区区分計画

1) 全体計画

本計画の整備対象範囲および期間は第1章第2節に記載のとおり、保存活用計画に従い、史跡指定範囲と指定地周辺を含め、計画策定より令和13年(2031)3月31日までの期間とする。

本計画は、保存活用計画に示した施策の実現、ならびに本計画の第3章第4節に示した現状課題の解決、第4章の基本方針を踏まえて策定する。

整備事業の必要性を認めつつ、発掘調査や公有化の進捗など諸課題から、本計画への反映が困難なものについては、本章第17節において長期計画と位置づけ、次期計画改訂の際に実施を検討すべき事業として引き継ぐ。

2) 地区区分計画

①地区区分について

整備計画における地区区分は、曲輪単位など史跡が本来持つ空間配置や、空間ごとの機能を重視して設定する。空間ごとの復元的考察や現状については、その概要を第3章第2節(31P~32P、表3-1)に示しており、この内容を基本として地区区分を行う(表5-1、図5-2)。

ただし曲輪等を基準に地区を区分する際、曲輪間の低地など、整備地区への帰属が難しい範囲が史跡内の一部にある。そのため、そうした区域は便宜的に近隣の曲輪等の単位に基づく地区に含める形で範囲設定を行った。

なお「二ノ丸」と「二ノ丸出丸」は空間的な繋がりが特に強いため一括し、また本章第12節において後述するが、史跡近隣において見学の起点やガイダンスを行うための整備が必要であることから、次のとおり地区区分を行う。各地区の概要は、表5-1のとおりである。

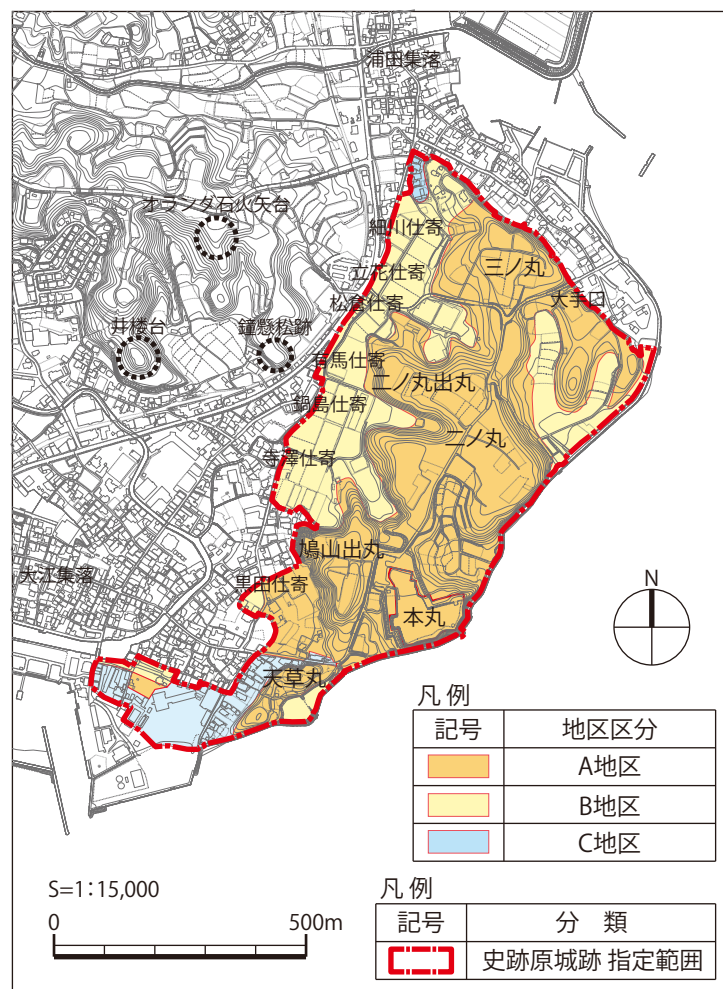


図5-1 保存管理地区区分図

※『史跡原城跡 保存活用計画』(令和3年3月)より引用

【指定地内】

本丸／二ノ丸／三ノ丸／鳩山出丸／天草丸／仕寄場

【指定地外】

陣跡／エントランスゾーン

整備事業においては、一定の現状変更等が必要となるが、その制限に係る地区区分は保存活用計画に定めている（図 5-1）。A地区が概ね城域を中心とする地区、B地区が周辺の低地などで現在は農地が多い。C地区は住宅地、学校施設などで相対的に開発が進んでいる地域である。

表 5-1 地区区分

	地区名	地区の概要
指定地内	本丸	<p>原城の主郭である本丸と、その周辺を一部含む地区である。</p> <p>本丸は、織豊系城郭の影響がみられる近世城郭の特徴を備えた構造を持つ。島原・天草一揆では指導者層などが立て籠もった曲輪でもある。</p> <p>発掘調査では、一揆後に徹底的に破壊された石垣や、人骨、キリシタンの信心具なども出土している。</p> <p>本丸地区の公有化率は約 95%である(※)。残る民有地の土地利用は田畑や果樹園、山林である。発掘調査も概ね完了し、城郭の価値および一揆の主戦場としての価値が史跡内で最も顕在化している地区である。</p> <p>大雨により法肩や海側崖面の崩落が発生しているため、防災整備を進めている。曲輪の雨水排水整備も課題である。</p> <p>本丸では、城郭としての構造的価値、一揆の主戦場としての価値、一揆の戦後処理の状況、骨カミ地蔵や佐分利九ノ丞の碑による後年の供養の状況など、史跡が持つ多様な本質的価値を伝えるための保存整備、活用が可能であり、活用の中心的・中核的な役割を担う地区でもある。</p> <p>(※ 18P 図 2-18 土地利用区分図 参照。以下、指定地内民有地の土地利用において同様。)</p>
	二ノ丸	<p>二ノ丸および二ノ丸出丸と、空堀跡や蓮池跡などその周辺を一部含む地区である。</p> <p>二ノ丸は、城の中央に位置し、中世城郭の様相が色濃い広大な曲輪である。二ノ丸の北西に出丸が設けられている。</p> <p>一揆の際には、一揆勢が立て籠もるための多くの小屋が建てられ、周囲は塀などで守備された。出丸付近は、幕府方の軍勢が築いた陣に最も近く、一揆勢の最前線を形成していた。</p> <p>二ノ丸地区の公有化率は約 80%であり、残る民有地の土地利用は畑および山林である。発掘調査は平成 30 年度に開始し、遺構等の確認を進めている。</p> <p>大雨により法面の崩落が頻発しており、必要に応じて復旧対応を行っている。曲輪の雨水排水整備を含めた対応が課題である。</p> <p>二ノ丸では、中世城郭の様相を持つ構造的価値、一揆勢の籠城の様子や、幕府軍の陣跡に近い特徴を生かし、陣跡に対する眺望や、陣跡の価値説明を行うための保存整備・活用が可能である。</p> <p>史跡の中心に位置することから、見学動線を結節させ、指定地内における史跡回遊の拠点的な役割を担ううえで立地が優れた地区である。</p>

	地区名	地区の概要
	三ノ丸	<p>三ノ丸を主体とし、三ノ丸南側の二ノ丸との間に挟まれる低地までを含めた地区である。</p> <p>三ノ丸は、城の北側を占める広大な曲輪である。中世城郭の様相が色濃い構造であるが、東側に構えられた大手は内枳形虎口の構造を持つなど、織豊系城郭の影響がみられる。</p> <p>一揆の際には、一揆勢が立て籠もるための多くの小屋が建てられ、周囲は塀などで守備された。</p> <p>三ノ丸地区の公有化率は約70%であり、残る民有地の土地利用は田畑および山林である。発掘調査は平成19～20年度に一部で実施した。</p> <p>大雨により法面の崩落が頻発しており、必要に応じて復旧対応を行っている。曲輪の雨水排水整備を含めた対応が課題である。</p> <p>三ノ丸では、中世城郭の様相および織豊系城郭の影響が部分的に複合する構造的価値、一揆勢の籠城の様子、陣跡に対する眺望や陣跡の価値、また板倉重昌碑による後年の供養の状況などの価値説明を行うための保存整備や活用が可能である。</p> <p>往時においても現代においても、城の出入口としての重要な機能を担う地区であり、その特性や価値を生かした整備活用を目指すべき地区である。また広大な史跡の回遊において、二ノ丸や本丸を目指す道程での中継的な役割も期待される地区である。</p>
	鳩山出丸	<p>鳩山出丸を主体とし、田町門や馬場の推定域を含む地区である。</p> <p>鳩山出丸は、本丸西側の出丸としての機能が考えられる中世城郭の様相を持った曲輪である。一揆の際には、一揆勢が立て籠もるための小屋が建てられ、周囲は塀などで守備された。</p> <p>鳩山出丸での公有化率は約70%であり、残る民有地の土地利用は畑および山林である。発掘調査の実施は皆無であり、遺構等の確認は進んでいない。</p> <p>鳩山出丸では、中世城郭の様相ならびに本丸の出丸としての構造的価値、一揆勢の籠城の様子や、幕府軍の陣跡に開けた眺望を生かし、陣跡の価値説明を行うための保存整備・活用が可能である。ただし発掘調査による遺構等の確認や、園路整備に伴う公有化など長期的に解決すべき課題も多い。</p>
	天草丸	<p>天草丸および南東側の低地を含めた地区である。</p> <p>天草丸は、本丸南側の出丸としての機能が考えられる中世城郭の様相を持った曲輪である。一揆の際に、天草の一揆勢が守備したことが名称の由来となっている。</p> <p>天草丸がおかれた台地部分の公有化率は約50%であり、残る民有地の土地利用は主に山林である。発掘調査の実施は皆無であり、遺構等の確認は進んでいない。</p> <p>天草丸の曲輪付近では、中世城郭の様相ならびに本丸の出丸としての構造的価値、一揆勢の籠城の様子などを伝えるための保存整備・活用が可能である。ただし発掘調査による遺構等の確認や、公有化など長期的に解決すべき課題も多い。</p> <p>広大な史跡の回遊において、本丸、二ノ丸、三ノ丸方面を目指す見学者にとって、中継的な場としての役割も期待される地区である。</p>
	仕寄場	<p>島原・天草一揆の際、幕府方の軍勢が仕寄を構築した一帯に比定される地区である。史跡西側の低地と、北端の浅間神社付近および住宅化した地域、天草丸西側の市街化した地域などを含めた地区である。</p>

	地区名	地区の概要
	仕寄場	<p>一揆当時、仕寄場の大部分は湿地帯であり、原城に近接する高台も一部含まれていた。細川、立花、松倉、有馬、鍋島、寺澤、黒田など諸藩が、原城を攻略するために柵や竹束、井楼などの施設を構築した。</p> <p>仕寄場の公有化率は約40%である。二ノ丸、三ノ丸、鳩山出丸の西側に接する地域の土地利用は大部分が田であり、神社用地と宅地が一部含まれる。また天草丸の西側に接する地域は市街化が進み、個人住宅のほか中学校や神社などがある。八幡神社境内には、天草の代官である鈴木重成が一揆の供養のために建立した石碑が残っている。発掘調査の実施は皆無であり、遺構等の確認は進んでいない。</p> <p>仕寄場では、幕府軍の最前線として、一揆の歴史的な意義や、戦闘の様子を伝えるための整備が可能である。ただし発掘調査による遺構等の確認は進んでおらず、絵図等史料を主体とした情報に基づく価値説明が当面は中心となる。また現在利用されている農地の割合も高く、長期的な視座で公有化を進める必要がある地区である。</p> <p>地区北部の西に隣接する原城跡駐車場、地区南端に隣接する南有馬駐車場を起点とした史跡の見学も大いに期待されることから、城本来の出入口ではないものの、現代の史跡活用においては重要な導入部としての役割を担う地区である。</p>
指定地外	陣跡	<p>島原・天草一揆の際、幕府方諸藩の軍勢が、原城を攻囲するために構えた陣の跡である。原城にほど近い丘陵などに築かれた。</p> <p>厳密な範囲の特定には至っていないが、絵図と現在の地形の対比により、多くの陣跡が良好に残存すると認められる。また陣に由来する地名も、字名として多く残る。</p> <p>発掘調査はわずかに実施している。史跡外であるが、一部を埋蔵文化包蔵地として登録している。公有化事業は実施していない。</p> <p>島原・天草一揆において、一揆勢が根拠とした原城の対極であり、史跡として原城跡が持つ「島原・天草一揆の主戦場となった戦跡としての価値」を大きく補完する。</p> <p>戦跡としての価値説明のための整備活用が可能な地域である。ただし将来的な史跡指定および公有化、発掘調査など長期課題は多い。当面、現在進めている周知遺跡化や簡易な表示整備によって保護の推進を必要とする地域である。</p>
	エントランスゾーン	<p>史跡の北東、北西そして南側に隣接する3地域を史跡のエントランスゾーンとして設定する。</p> <p>北東の大手口方面は、城本来の出入口とも合致し、史跡見学のための駐車場を整備済みである。また原城温泉「真砂」前には路線バスも乗り入れている。</p> <p>北西側の陣跡と史跡の間点には、ガイダンス機能を主とする原城跡世界遺産センターの整備を史跡隣接地で実施することとしており、原城跡の本質的価値を的確に伝えるために今後重要な位置づけとなる場所である。国道251号に接し、原城前のバス停もあるなど、史跡へのアクセスに優れている。駐車台数は少ないものの、原城跡駐車場を整備している。史跡の南側には、公園整備事業に伴って南有馬駐車場が整備されている。駐車場は原城跡の見学にも利用可能であり、広大な史跡を見学するうえで重要なエントランス機能を持つ場所である。</p>

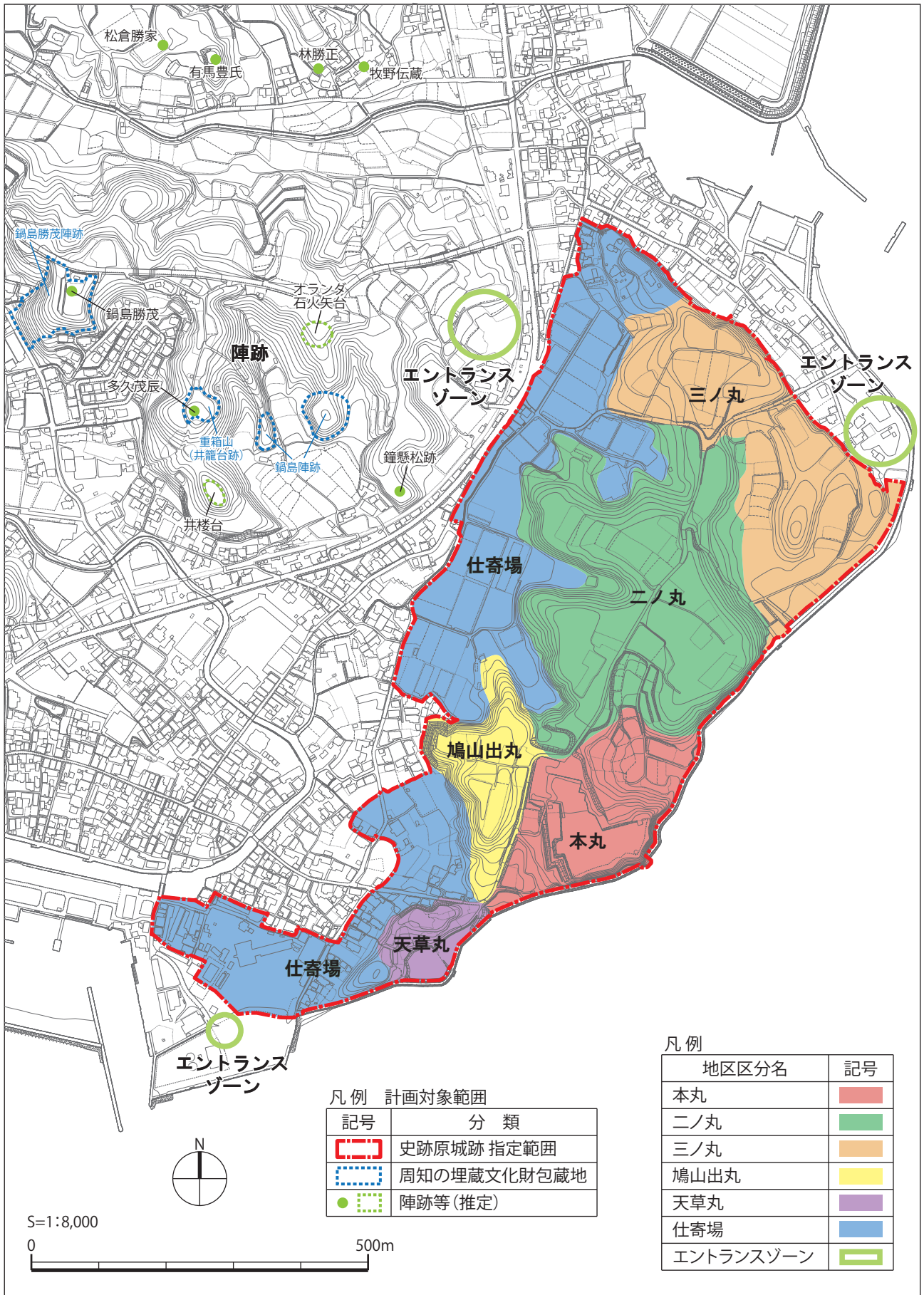


図 5-2 整備計画地区区分図

②地区別整備方針

整備の方向性や各地区の特性等を踏まえ、各地区の整備方針を以下のように設定する(表5-2、図5-3)。

表5-2 地区別整備方針

	地区名	整備方針
指定地内	本丸	<p>(保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構や地形を適切に保存する。 ・き損や、き損の拡大を防止するための防災工事、き損箇所の復旧、雨水排水整備を行う。 ・遺構等の保存に支障のある樹木の伐採を行う。 <p>(価値周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有馬氏時代の城郭としての価値と、島原・天草一揆の主戦場としての価値を、保存整備の状況に応じて選択し、見学者にわかりやすく伝える。 ・遺構等を、調査成果および保存に配慮したうえで表現手法を決定し、整備を実施する。 ・石垣や礎石のように、露出可能な遺構は、必要に応じ露出展示する。 ・原城跡の本質的価値に関わる石碑、その他の顕彰碑やモニュメントについて取扱いを整理し、必要に応じて移設や撤去を実施する。 ・説明板や案内表示の整理拡充を図り、見どころや魅力をわかりやすく伝える。 <p>(動線・活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り本来の登城道を見学動線として活用する。 ・見学動線は可能な限りバリアフリー化する。 ・案内所、トイレ、休憩所(悪天時の待避所)やベンチなどの便益施設を、移設または更新する。 ・往時において城の中核的な曲輪であり、現代においても調査整備が他の地区に先行している現況を踏まえ、活用面においても中核的な役割を担う地区として、計画期間内における着実な整備完了を目指す。
	二ノ丸	<p>(保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構や地形を適切に保存する。 ・き損防止や、近年の大雨によるき損箇所の復旧につとめ、長期的に雨水排水整備を行う。 ・アコウ街道沿い崖面の防災整備を行う。 ・遺構等の保存に支障のある樹木の伐採を行う。 ・発掘調査や絵図・文書の調査研究を推進し、保存の対象となる地下遺構等の把握を進める。 <p>(価値周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中世城郭の様相を残す曲輪の構造価値、島原・天草一揆における籠城の状況、最前線の攻防の様子、眺望を生かした陣跡の価値を伝えるための整備を行う。 ・調査により検出した遺構は、調査成果および保存に配慮したうえで表現手法を決定し、整備を実施する。 ・説明板や案内表示を整理拡充し、見どころや魅力をわかりやすく伝える。 ・陣跡への眺望に支障のある樹木の伐採または強剪定を行う。

	地区名	整備方針
指定地内	二ノ丸	<p>(動線・活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二ノ丸の見どころ、陣跡の価値を理解しやすくするための動線設定と園路ならびに解説広場の整備を行う。 ・城の中心に位置し、史跡内の見学動線が集中する地理的特性を生かし、史跡内における回遊の拠点として機能するような整備を目指す。案内所兼管理棟やトイレ、休憩所、管理ヤード、身障者用車両の駐車スペース、車両等の転回場所として活用できる広場などの便益施設を整備する。
	三ノ丸	<p>(保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構や地形を適切に保存する。 ・き損防止や、近年の大雨によるき損箇所の復旧につとめ、長期的に雨水排水整備を行う。 ・遺構等の保存に支障のある樹木の伐採を行う。 ・発掘調査や絵図・文書の調査研究を推進し、保存の対象となる地下遺構等の把握を進める。 <p>(価値周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中世城郭の様相を残す曲輪、大手の内枡形のように織豊系城郭の影響を受けた構造価値、板倉重昌碑に見られる一揆以降の供養の状況などを伝えるための整備を行う。特に大手内枡形虎口は城郭のエントランスとして重要であるが、後世の地形改変等により往時の形状が判りづらいため、その表現手法について検討を進める。 ・眺望を生かした陣跡の価値を伝えるための整備を行う。 ・調査により検出した遺構は、調査成果および保存に配慮したうえで表現手法を決定し、整備を実施する。 ・説明板や案内表示を整理拡充し、見どころや魅力をわかりやすく伝える。 <p>(動線・活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三ノ丸の見どころや価値を理解しやすくするための動線設定と園路整備を行う。 ・本来の原城の出入口にあたる大手を抱え、現代においても大手口方面からの見学起点となる地区であるため、その特性や機能を踏まえた整備を目指す。 ・原城跡が広大な史跡であるため、安全な見学環境確保の観点から、二ノ丸や本丸方面へ向かう見学者にとって中継点としての場が必要であることや、地元住民の方が板倉重昌碑での供養や清掃活動など行われていることから、簡易な休憩所および広場を整備する。
	鳩山出丸	<p>(保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構や地形を適切に保存する。 ・き損防止につとめ、長期的に雨水排水整備を行う。 ・遺構等の保存に支障のある樹木の伐採を行う。 ・絵図・文書の調査研究を推進し、発掘調査による地下遺構等の把握は長期的な観点で着手を目指す。 <p>(価値周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中世城郭の様相を残す曲輪および本丸の出丸としての構造価値、眺望を生かした陣跡の価値を伝えるための整備を、土地公有化を進めながら、長期的な観点で目指す。 ・発掘調査は長期的な観点での着手を目指すため、当面は絵図等の情報に基

	地区名	整備方針
	鳩山出丸	<p>づいた説明板や案内表示を整備し、見どころや魅力をわかりやすく伝える。 (動線・活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳩山出丸の価値を理解しやすくするための動線設定と園路整備を行う。ただし土地公有化の状況により、早期の園路整備が困難な箇所は長期目標と位置づける。
指定地内	天草丸	<p>(保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> 曲輪付近の遺構や地形を適切に保存する。 曲輪付近では、き損防止や、近年の大雨によるき損箇所の復旧につとめ、長期的に雨水排水整備を行う。 曲輪付近は、遺構等の保存に支障のある樹木の伐採を行う。 絵図・文書の調査研究を推進し、曲輪付近は、発掘調査による地下遺構等の把握を、長期的な観点での着手を目指す。 <p>(価値周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> 曲輪付近は、中世城郭の様相を残す曲輪および本丸の出丸としての構造価値などを伝えるための整備を、土地公有化を進めながら、長期的な観点で目指す。 曲輪付近の発掘調査は長期的な観点での着手を目指すため、当面は絵図等の情報に基づいた説明板や案内表示を整備し、見どころや魅力をわかりやすく伝える。 <p>(動線・活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 天草丸について、価値を理解しやすくするための動線設定と園路整備を行う。ただし土地公有化の状況により、早期の園路整備が困難な箇所は長期目標と位置づける。 原城跡が広大な史跡であるため、安全な見学環境確保の観点から、本丸や二ノ丸、三ノ丸方面へと向かう見学者にとって中継点としての場が必要であることや、また地元住民の方が金毘羅神社での供養や清掃活動など行われていることから、簡易な休憩所および広場を整備する。
	仕寄場	<p>(保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構や地形を適切に保存する。 き損防止につとめ、長期的に雨水排水整備を行う。 遺構等の保存に支障のある樹木の伐採を行う。 絵図・文書の調査研究を推進し、発掘調査による地下遺構等の把握は長期的な観点で着手を目指す。 市街化した区域については、保存活用計画にしたがって保存管理にあたる。 <p>(価値周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> 島原・天草一揆における幕府軍の最前線としての価値、攻防の様子を伝えるため、地下に影響を与えない手法での表示整備を行う。 発掘調査は長期的な観点での着手を目指すため、当面は絵図等の情報に基づく表示整備を行い、見どころや魅力をわかりやすく伝える。 地区南端の市街化した区域にあつては、鈴木重成建立供養碑や茶臼山跡などスポット的な見どころについて解説表示を行う。 <p>(動線・活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕寄場の見どころ、価値を理解しやすくするための動線設定を行う。 国道から史跡への進入口の市道の一部拡幅について、史跡の保存に影響を与えない手法を検討のうえ実施する。

	地区名	整備方針
指定地外	陣跡	<p>(保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在進めている遺跡としての周知化を促進し、当面の保護を図る。 ・長期的な観点で発掘調査を実施し、遺構等の確認を行う。 ・長期的な観点で史跡指定、公有化を目指す。 <p>(価値周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原城跡世界遺産センターにおいて、陣跡の価値説明を行い、周知する。 ・原城跡の史跡内において、二ノ丸出丸・三ノ丸からの眺望地点で陣跡の価値説明を行い周知する。長期的には、鳩山出丸においても同様の整備を目指す。
	エントランスゾーン	<p>(価値周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の北西に隣接する地域に原城跡世界遺産センターを整備し、原城跡や陣跡の価値を伝える。 <p>(動線・活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原城跡世界遺産センターの完成後は、大手口、史跡南端に隣接する南有馬駐車場とともに、原城跡の主要な見学起点として位置づける。 ・各エントランスゾーンにおいて、原城跡の全体案内および動線表示など来訪者が史跡を安全かつ快適に見学できるような表示整備等を、史跡内整備と連動した拡充を目指す。 ・原城跡世界遺産センターは、ガイダンス機能をメインとしながら、物産や観光案内などの機能も複合させ、地域振興への貢献を図る。

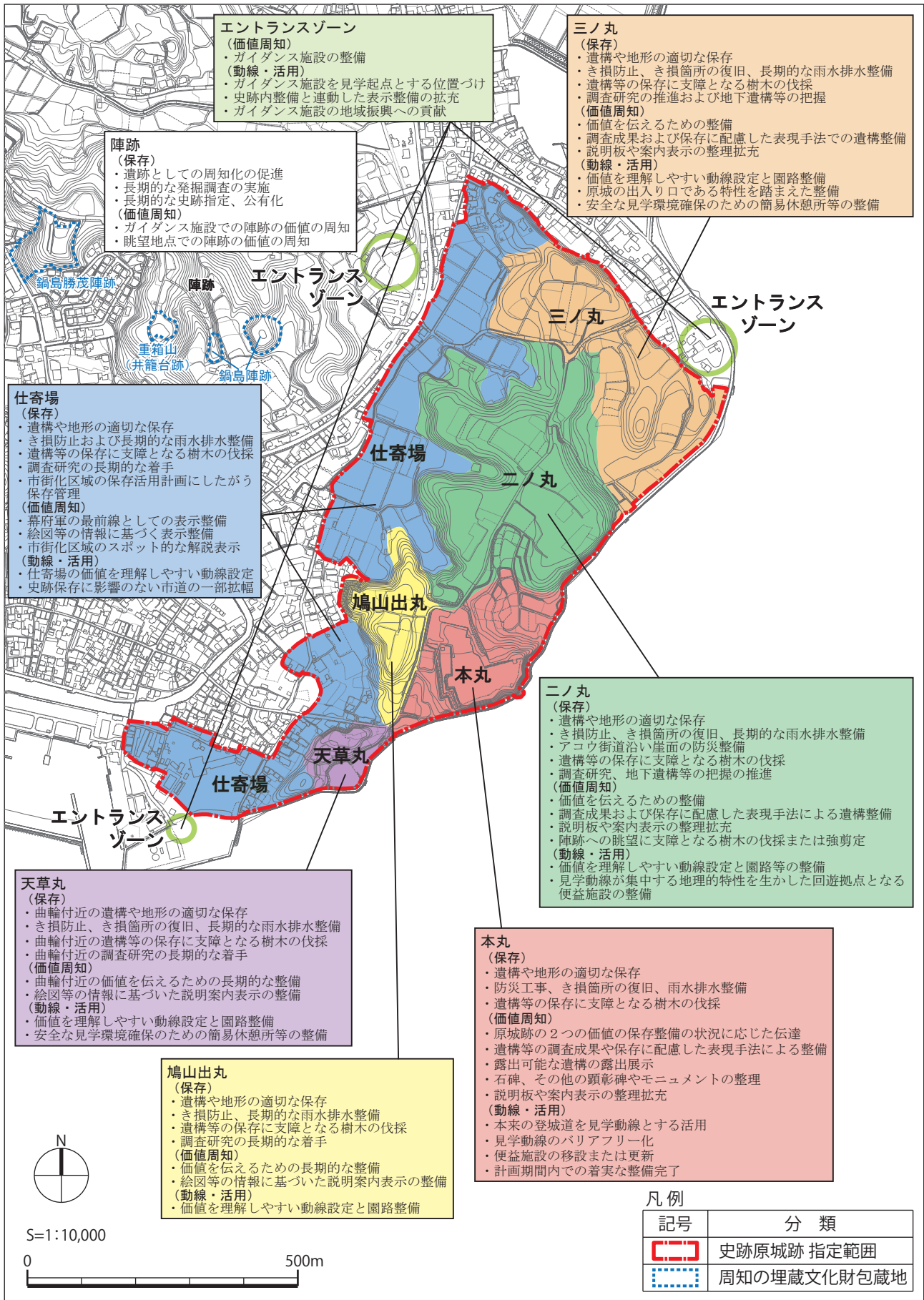


図 5-3 整備計画地区区分別整備方針

第2節 遺構保存に関する計画

1) 遺構保存に関する整備計画

①史跡全体の遺構保存の考え方

原城跡が曲輪や石垣・切岸、その他の地形要素が複合する巨大な遺構であるとの認識に立ち、その保存にあたっては、まず史跡全体の地形が損なわれないよう、保存活用計画に基づく維持管理をはじめ、本計画における防災整備、雨水排水整備、植栽管理、ならびに管理体制を確保しながら、適切に実施する。この点を前提とし、以下では、地上表出した遺構と地下埋蔵された遺構に分けて計画を示す。

遺構保存に関する方針は、基本的に従来計画の方針を踏襲し、細かい手法については、必要に応じて部分修正のうえ実施する。

なお本計画において、石垣や地下遺構などを具体的に示す範囲は、本丸の遺構とする。これは現在までの調査によって、全体的な遺構の把握が進んでいるためである。他の地区において断片的に遺構を確認している箇所があるが、保存対象となる地下遺構の把握を一定進めた段階で、あらためて遺構保存計画の検討が必要である。

②地上表出した遺構の保存

本項では、本丸の地上表出した遺構の保存について記載する。以下の説明で使用する石垣の番号は図 5-4 に対応する。

【石垣天端の保存整備】

図 5-4 で I 類 b と示した石垣は、「破却された石垣上部に対して保存整備を実施していない石垣」と分類したものであり、従来の計画では一律に想定される高さまで植生土のうを積み上げる計画としていた。しかし埋門跡では、すでに戦跡としての価値に基づく城郭破却工程の表示整備を行っており、周囲の虎口を構成する石垣を全て植生土のうにより本来の高さまで表現した場合、城郭および戦跡としての遺構表現が同居することとなり、見学者に混乱を生じさせる恐れがある。そのため、従来計画を一部見直し、植生土のうによる整備高を 2 分類で整理のうえ、石垣天端の保存措置を行う。詳細は以下のとおりである（表 5-3、図 5-5）。

I 類は、本来の想定高に合わせて整備を行う石垣である。登城道の途中にある曲輪周囲の石垣に対応する。特に曲輪の西側は、原城跡保存整備事業の開始以前、本丸へ上るための現代の道路が通っていた場所であり、曲輪が大きく抉り取られた状態となっている。そのため、植生土のう積みにより、曲輪の天端高に合わせて保存整備を行う。ただし、植生土のう積みによる整備スペースの確保が難しい箇所は、植生シートや張芝などの工法を併用しながら整備を行う。

ロ類は、概ね現況に合わせて整備を行う石垣である。そのうち石垣 1～3 は、池尻

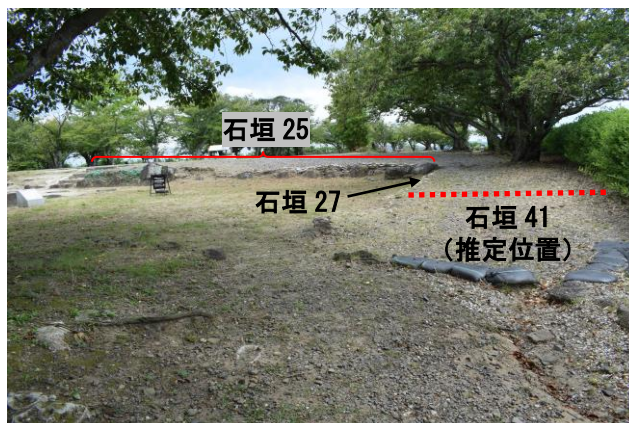


写真 5-1 石垣 25・27・41

門跡付近の石垣である。また、石垣 11～13・26・28・29 は、巨大な外柵形虎口の石塁を構成する石垣である。これら石塁構成石垣の本来の想定高は、本丸正門が櫓門の構造であるため、登城道の途中にある腰曲輪の天端と同程度と推定され、現況との比高差は 2 m ほどである。

また本丸門付近の柵形虎口を構成する石垣 25 と石垣 27 の一部、および城郭の構造上、築城時には存在したと考えられる石垣 41 についての表現整備も併せて行い、柵形虎口の形状がより分かりやすい形での保存整備を行う（写真 5-1）。

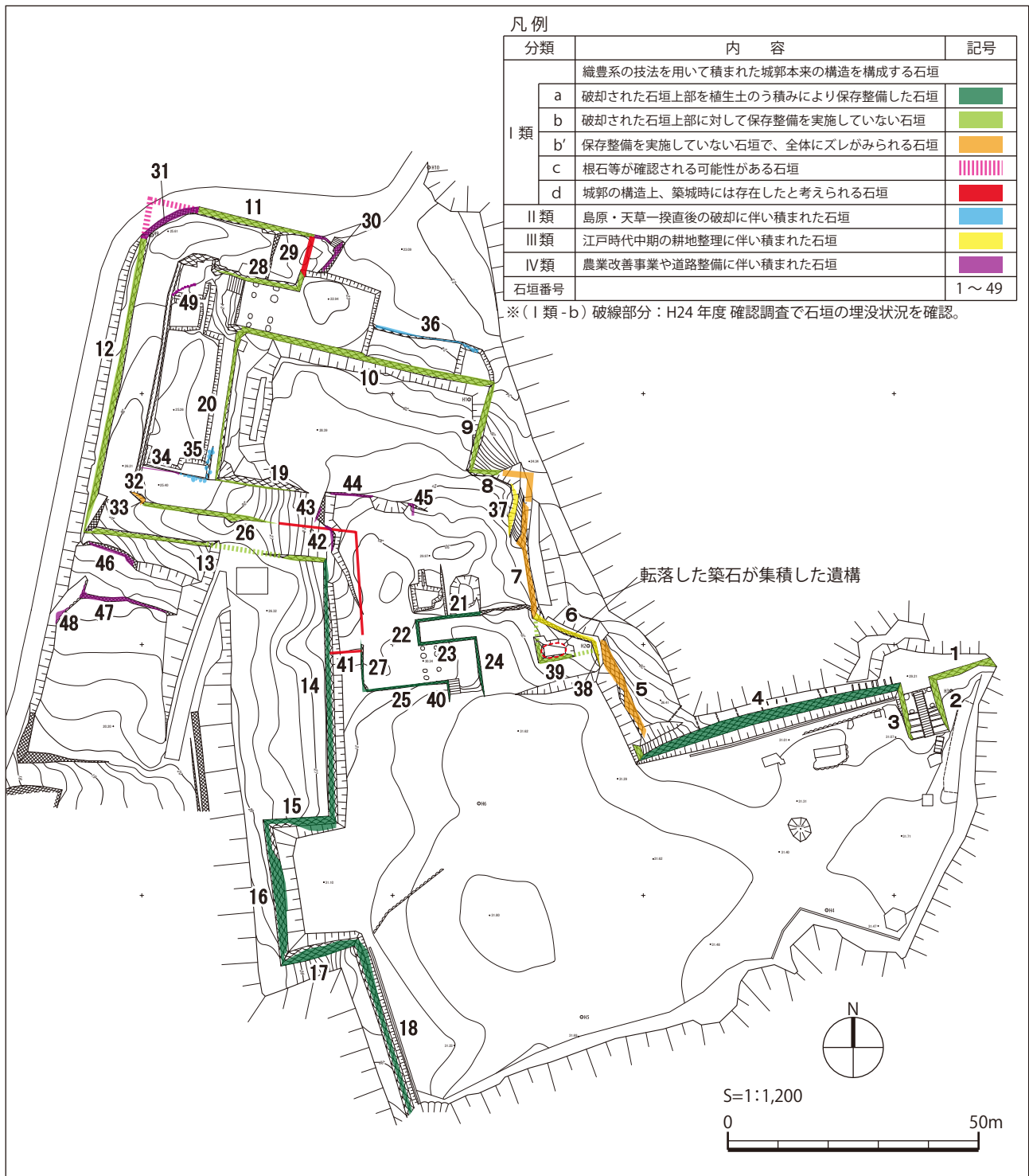


図 5-4 石垣分類図

表 5-3 石垣の保存措置

分類	保存措置の内容	対象石垣の番号
イ類	石垣想定高まで、植生土のう積み、植生シート、張芝等により保存整備を行う。(必要に応じて転落防止柵を設置。)	8～10、19、20
ロ類	現況に近いレベルで、植生土のう積み、植生シート、張芝等により保存整備を行う。(必要に応じて転落防止柵を設置。)	1～3、11～13、25～29、41

【石垣 29 の顕在化】

石垣 29 は、長大な外枳形虎口を構成する石塁先端にあたる。しかし石垣 29 の前面には、後世に積まれたことが明らかな石垣 30 が被っており、石垣 29 は南側の一部のみが顕在化している。そのため石垣 30 を解体し、原城本来の遺構である石垣 29 を全検出する必要がある。

ただし、石垣 30 そのものは後世のものである一方、石垣 29 の埋没過程は不明である。原城跡の他の石垣と同様、一揆後の破却により埋められ、石垣 29 の被覆土前面に石垣 30 が貼りついていないに過ぎないという状況も十分想定する必要がある。そのため、石垣 30 の解体と石垣 29 被覆土の除去に当たっては、発掘調査による確認を行いながら慎重に進める。整備の工程上、石垣天端の保存整備に先行して実施する。



写真 5-2 石垣 29・30

【石垣保存修理】

本丸正門付近では、石垣 10 の一部に石材の飛び出しが見られ、仮設のプラスチックフェンスによる人的被害の防止措置を執っているが、保存修理による抜本的な対応が必要である。具体的には必要最小限の部分解体、石垣背後の調査、築石の据え直しおよび上部の保存措置等である。重要遺構の直接的な現状変更であり、検討設計から実施に至るまで、十分な事業期間を設けて対応にあたる。また整備の工程上、前述の石垣天端の保存整備に先行して実施する。



写真 5-3 修理箇所

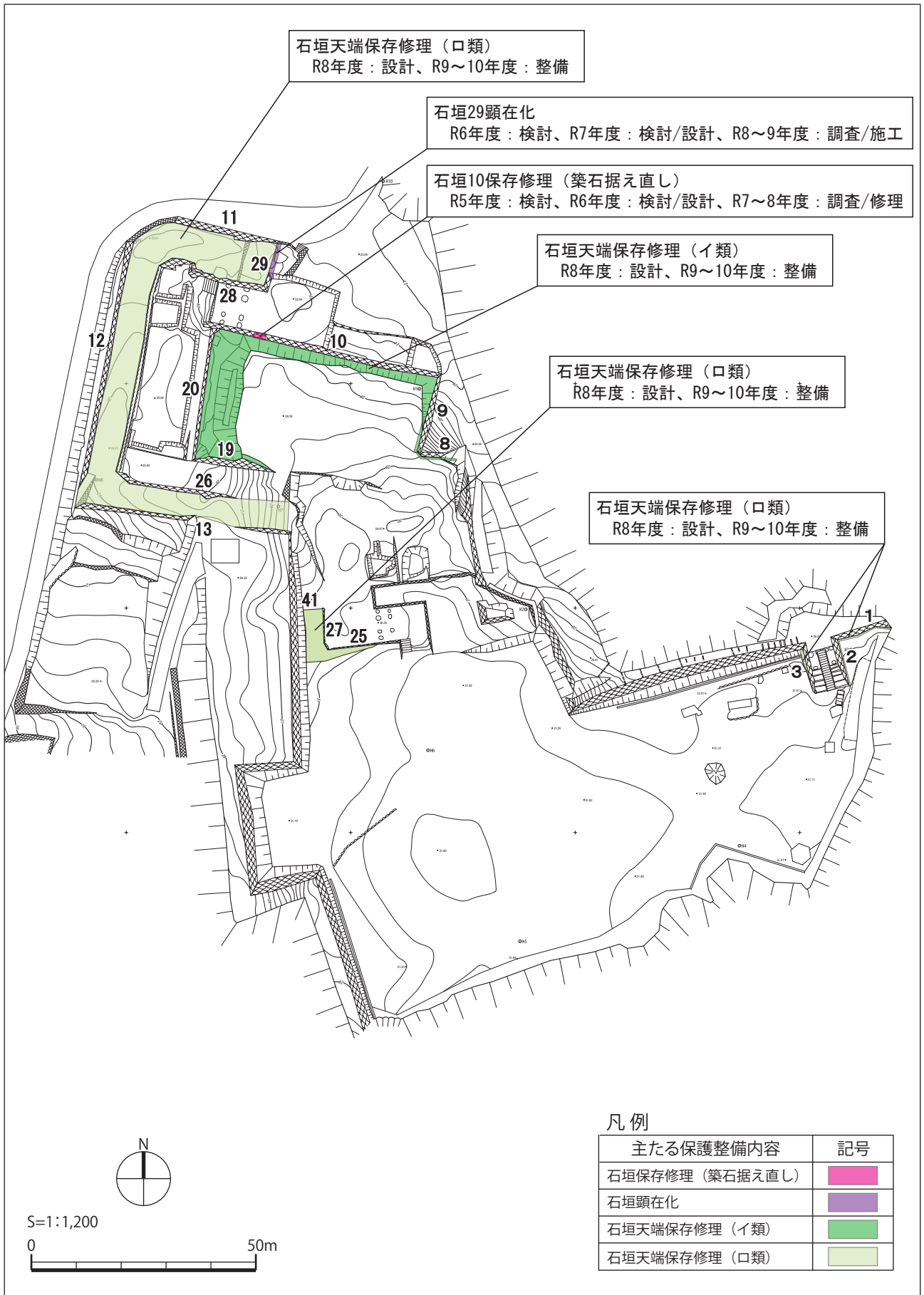


図 5-5 原城跡本丸における遺構保存整備計画位置図

以上を踏まえ、地上表出した遺構の整備年次を表 5-4 のとおり計画する。

表 5-4 遺構保存整備年次

事業内容	事業年度					
	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
石垣 10 保存修理 (築石据え直し)	検討	検討/設計	調査/修理	調査/修理		
石垣 29 顕在化		検討	検討/設計	調査/施工	調査/施工	
石垣 1~3、8~13、19、20、25~29、41 天端保存修理				設計	整備	整備

③地下埋蔵された遺構の保存

まず本丸においては、曲輪で検出した竪穴遺構、土坑、櫓台跡の北側下方で検出した竪穴建物跡群跡などが対象となる。これら遺構は、本丸門跡北側で露出表示している大型土坑を除き、調査後に養生のうえ埋戻しを行っており、適切に地中保存を図っている。

本丸以外の地区でも、二ノ丸や三ノ丸の大手口などで部分的に遺構を検出しているが、本丸同様に埋戻し保存を行っている。本丸以外の地区では、曲輪の纏まりなどによる遺構の把握を一定進捗させた段階で、あらためて保存計画の詳細な整理検討を行うが、手法の如何を問わず、地下遺構を適切に現地保存する方針を本計画では定めておく。

発掘調査により確認済みの地下遺構については以上のとおり保存を図るが、未調査のため確認に至っていない地下遺構への対応も必要となる。この点については、本節の①項に記載のとおり、地形全体の適切な維持保存を図り、将来的な発掘調査による遺構の確認に備えるものとする。

第3節 石垣・法面の修復に関する計画

本節では本丸の石垣やそれと一体的に整備した法面の修復について示す。基本的に従来計画の方針を踏襲する。石垣の保存管理については、保存活用計画において、「石垣カルテを作成、活用し、現状把握を定期的を実施し、危険度の高いものは、変状の進行の把握とともに、安全性の確保に努める。危険と判断したものについては、計画的に修理を行う。」こととしており、合わせて「石垣に被害を与える恐れのある樹木等は、伐採するなどの措置を講じる。」こととしている。本計画では、保存活用計画の方針に従って石垣のモニタリングを行い、き損したものについての修復を行うよ

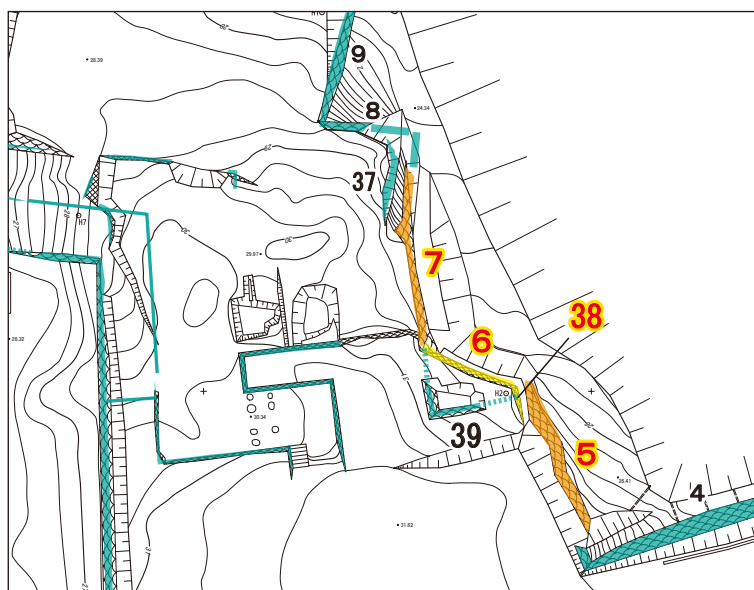


図 5-6 石垣位置図

う計画する（図 5-7）。なお、一揆後の江戸時代の石垣（石垣 6・38／写真 5-4）は、石垣 7 と石垣 39 で形成される石垣内隅の破却箇所（写真 5-5）の前面に築かれたものである。石垣の内隅は現状のとおり、部分的な顕在化と展示を継続し、石垣 6 および石垣 38 については安全性などを考慮し、本計画においては除却等を行わず、従来の方針のとおり、現状維持と保全を図る。



写真 5-4 石垣 6・38



写真 5-5 石垣 7・39 内隅の破却箇所

1) モニタリング計画

本丸の石垣は、原城跡の中でも数少ない地上表出した遺構であり、本質的価値を構成する要素の中でも、その保存には特段の配慮が必要である。

石垣カルテは、作成済みのものがあるが、昨今の豪雨や東日本大震災、熊本地震などのような大規模災害の発生によりき損した場合の復旧のための資料として十分ではない。そのため、不測の災害等によるき損に備え、より精細な石垣カルテを作成する（表 5-5）。

石垣カルテは、既存のものを活用、更新して作成するが、全ての石垣の 3D レーザー測量などを行い、情報の拡充を図る。また、デジタルアーカイブ等の手法により、使い勝手が良い方法で作成する。なお、作成した石垣カルテには、現状把握を定期的に行い、定期観測の結果や新しい情報の追加、更新などを必要に応じて行う。

また石垣 5（写真 5-6）や石垣 7（写真 5-7）は保存活用計画において「保存整備を実施していない石垣で、全体にズレが見られる石垣」に分類して

いる（図 5-4、図 5-6）。これらの石垣は、他の安定した石垣とは異なり不測の事態の際のき損のリスクがより高いものと考えられることから、座標の定点観測など安定性の調査を実施する。



写真 5-6 石垣 5



写真 5-7 石垣 7

表 5-5 石垣等修復整備年次

事業内容	事業年度		
	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
石垣カルテ改良、石垣モニタリング調査	カルテ	調査	調査

2) 石垣・法面の修復計画

災害等の発生により、石垣・法面がき損した場合には修復を行う。法面の修復については第5章第4節1) 防災整備・復旧計画（109P）に後述するが、き損の発生箇所や規模等により個別に判断し、復旧の工法は、植生シート工、植生土のう積工、ジオファイバー工を基本として、き損箇所の状況により選定する。き損が石垣まで達した場合には、き損の発生箇所や規模等により、個別に委員会に指導助言を受け、復元的積み直しや補強等の工法を検討する。

石垣カルテの更新において、経年変化等によるき損が進行していることが確認され、対策が必要であると判断した場合には、ネットや盛土等による補強などを行うことを個別に判断し、委員会に指導助言を受け決定することとする。

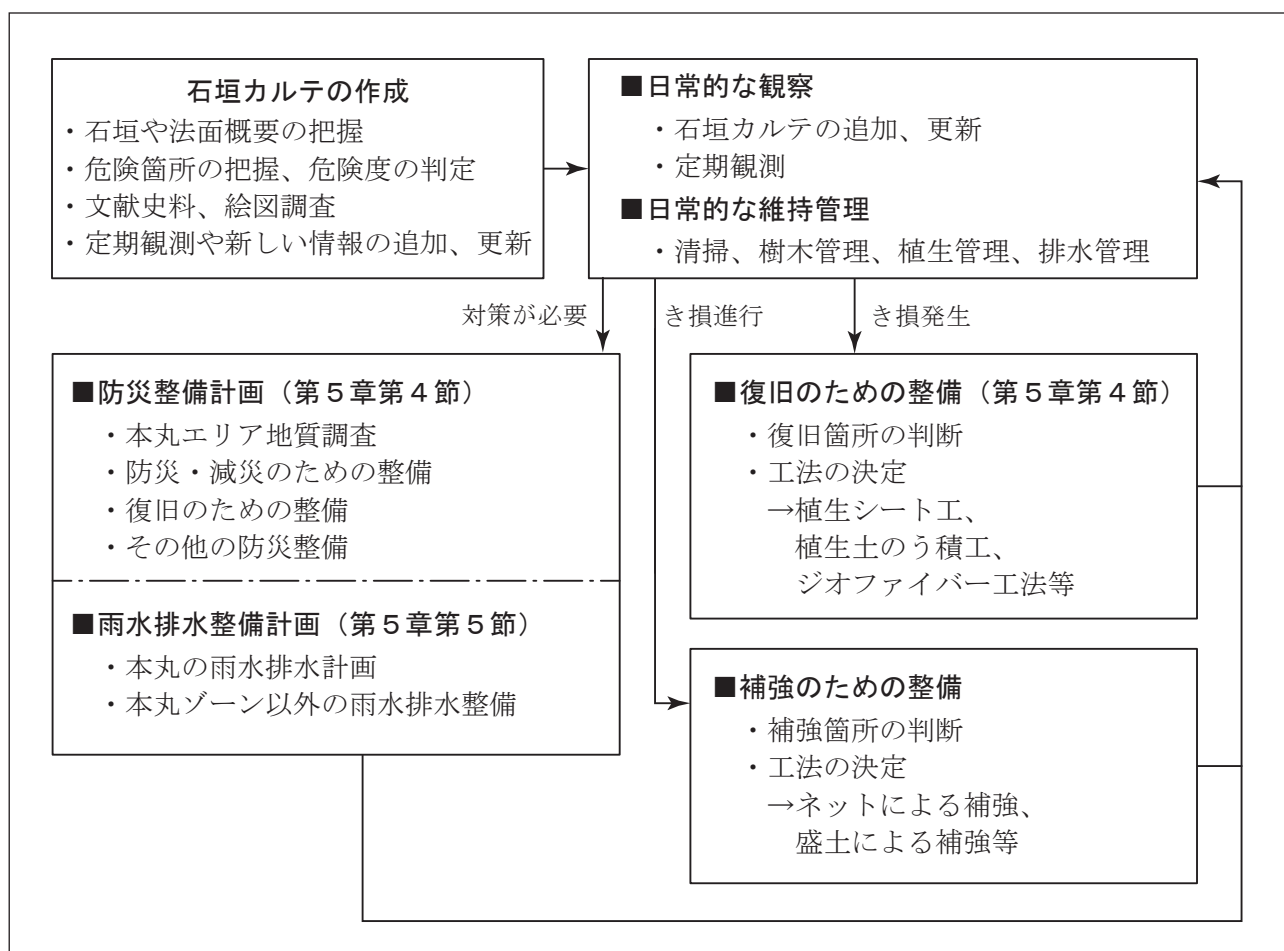


図 5-7 石垣・法面の修復計画の流れ

第4節 防災整備に関する計画

原城跡は海岸に突き出した台地上に位置する平山城跡であり、曲輪の縁辺部などにおいては、最大 30m程度の比高差がある崖面や法面で構成されていることから、大雨による崩落などのき損が頻発しやすい地形となっている（図 5-8）。

気象面では、災害復旧事業の採択要件となる最大 24 時間雨量 80 mm以上、時間雨量 20 mm以上を優に超える大雨が頻発する状況であり（7P、図 2-3 参照）、これまでも史跡内のあらゆる崖面や法面で崩落などのき損を引き起こしている（図 5-9）。

ここでは、防災・減災のための整備、復旧のための整備について、それぞれ示す。

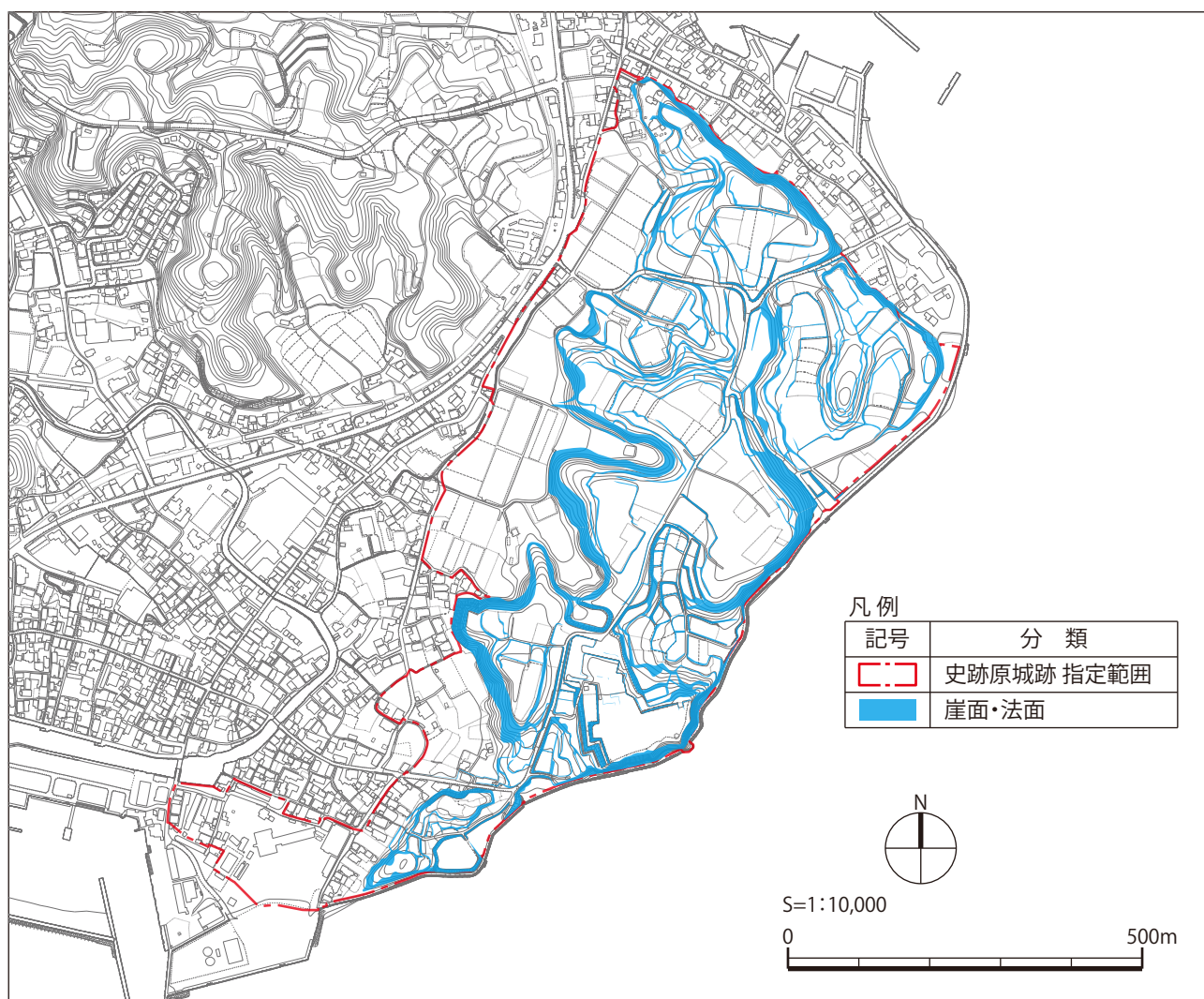


図 5-8 原城跡における崖面および法面位置図

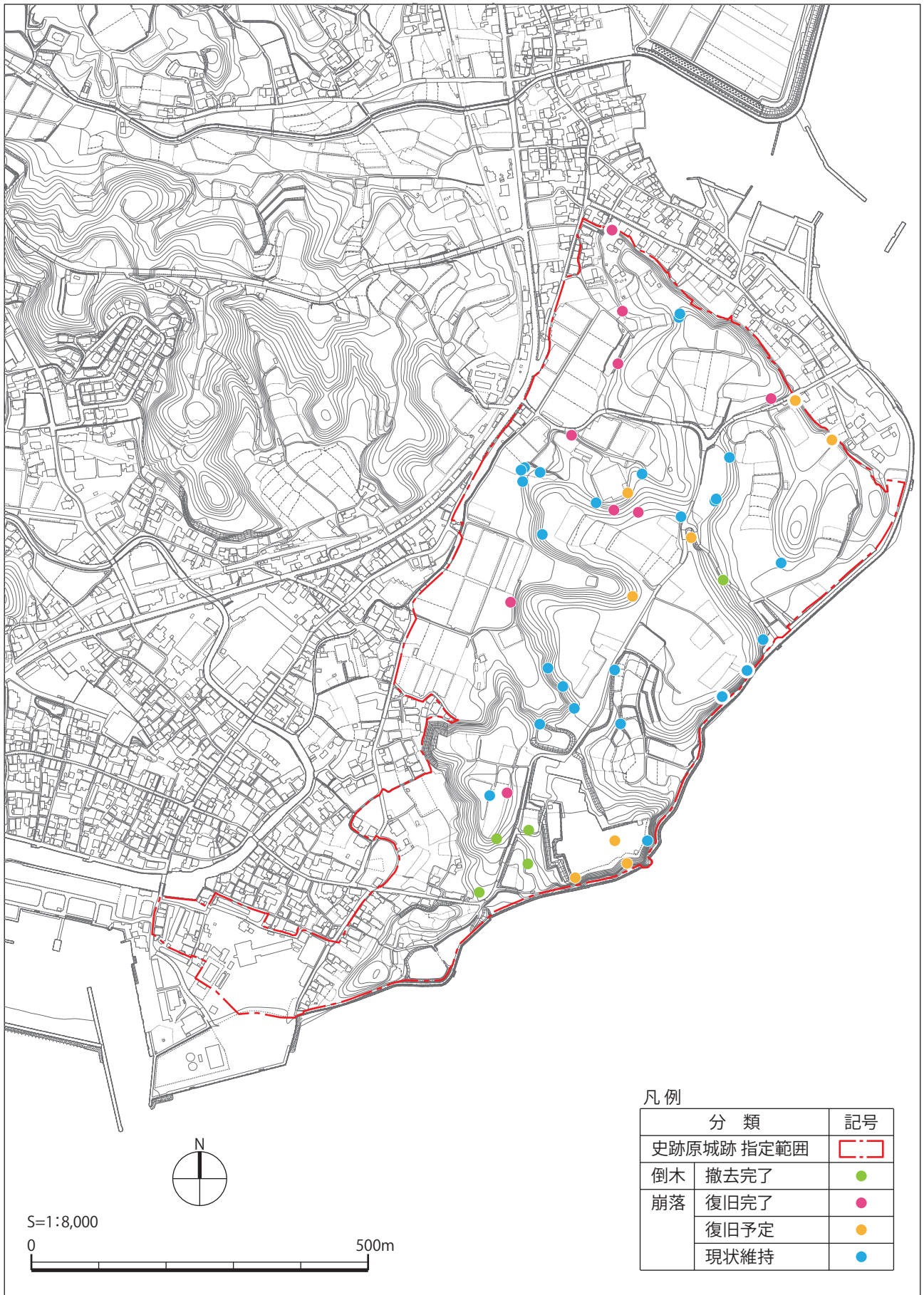


図 5-9 原城跡における災害発生箇所位置図（平成 26 年～令和 3 年）

1) 防災整備・復旧計画

①防災・減災のための整備計画

a) 防災整備工事計画

原城跡本丸の海側における B 工区 (※) の崖面崩落防止工事は、第 3 章第 3 節に整備実績として示したとおり、平成 26 年度から実施してきた。これまでに全体計画の 90%程度が完了しており、今後は B-5 工区における壁式擁壁工、排水構造物、舗装、二ノ丸アコウ街道沿いの崖面と天草丸護岸沿いの崖面における防災整備を実施することとしている。二ノ丸海側崖面の防災整備にあたっては、整備対象箇所が、露頭において阿蘇火山噴火堆積物などを見学できる島原半島ユネスコ世界ジオパークのジオサイトとなっているため、その性格に配慮して防災整備の設計にあたる。

また、過年度に発災した法面崩落等について、き損拡大防止のため防災整備を行うよう計画する。計画箇所は本丸の法肩 (H27 発災)、二ノ丸の桐ノ木谷法面 (R2 発災)、南三ノ丸の法面復旧 (H26・H27 発災) とする。

また、次項に述べる本丸陥没箇所 (R3 発災) の災害復旧に伴う調査として、まずレーダ探査による地質調査を行い、空洞の特定を行う。レーダ探査では、地表から 5～6 m までの範囲でしか確認ができないため、より深くに空洞が存在する可能性がある場合は、簡易ボーリング調査や坑内観察調査を実施する。調査結果を基に補強工事等が必要となった場合には、委員会等で指導助言を受けたうえで整備方針を決定する。これら本丸陥没の災害復旧に伴う調査は、防災整備事業として計画する (表 5-6、図 5-10)。

なお本丸では、昭和 38 年 (1963) の豪雨により、ほぼ同じ地点で陥没が発生している。同年、郷土史家によって海側崖面から抜ける横穴の調査が行われ、本丸に空いた穴から続く島原・天草一揆の際の抜け穴跡の可能性についての指摘もある。そのため陥没箇所の復旧に伴う調査にあたっては、陥没そのものが、遺構としての性格をもつ地下空洞の存在によって発生した可能性も念頭において、調査成果および取扱いを慎重に評価・判断する。

※本丸崖面の防災整備工事個所のうち北東側を A 工区、南側を B 工区と呼称している (図 5-10)。

表 5-6 防災整備年次

地区	事業内容	短期				中期				
		2022 (R 4)	2023 (R 5)	2024 (R 6)	2025 (R 7)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)
本丸	地質調査および防災対策整備	調査	調査	(設計)	(整備)					
	法肩復旧工事	整備								
	崖面崩落防止工事 (B-5 工区)		整備							
二ノ丸	桐ノ木谷法面復旧工事	設計	整備							
	アコウ街道沿い崖面崩落防止工事						設計	整備	整備	整備
三ノ丸	南三ノ丸 (2 工区) 法面復旧工事			整備						
	南三ノ丸 (3-1 工区) 法面復旧工事		設計 整備							
仕寄場	護岸沿い崖面崩落防止工事					設計	整備			

b) その他

現時点では、上記以外の防災・減災のための整備計画はないものの、原城跡の崖面や法面の特性を踏まえて、ノンフレーム工、法面緑化工、植生マット工など景観に配慮した工法の調査研究を進め、史跡への影響を最小限に留めつつ、中長期的な防災・減災のための整備計画の策定について検討を行う。

②復旧のための整備計画

a) 復旧整備計画

本計画における災害復旧のための整備計画については次のとおりである(表 5-7、図 5-10)。

令和 3 年度の豪雨災害により発災した本丸の陥没ならびに二ノ丸の法面崩落 2 箇所を対象とする。本丸陥没の災害復旧においては、大型土のう積工による埋戻しを基本工法とし、曲輪のき損拡大防止を最優先として計画する。ただし、前項に述べた調査の成果に基づき、委員会に協議のうえ実施工法を決定する。二ノ丸の法面崩落 2 箇所の災害復旧については、土のう積工を基本工法として計画する。

なお災害復旧については、本計画の策定段階において対応を要する箇所に対して記載しているが、計画策定後において復旧を要する災害が発生した場合、文化庁、県、委員会へ協議のうえ災害復旧を計画し、被害の拡大防止に努めるものとする。

表 5-7 災害復旧整備年次

地区	事業内容	短期			
		2022 (R 4)	2023 (R 5)	2024 (R 6)	2025 (R 7)
本丸	陥没箇所災害復旧(大型土のう積)	整備			
二ノ丸	二ノ丸法面災害復旧工事	整備			
	東二ノ丸法面災害復旧工事	整備			

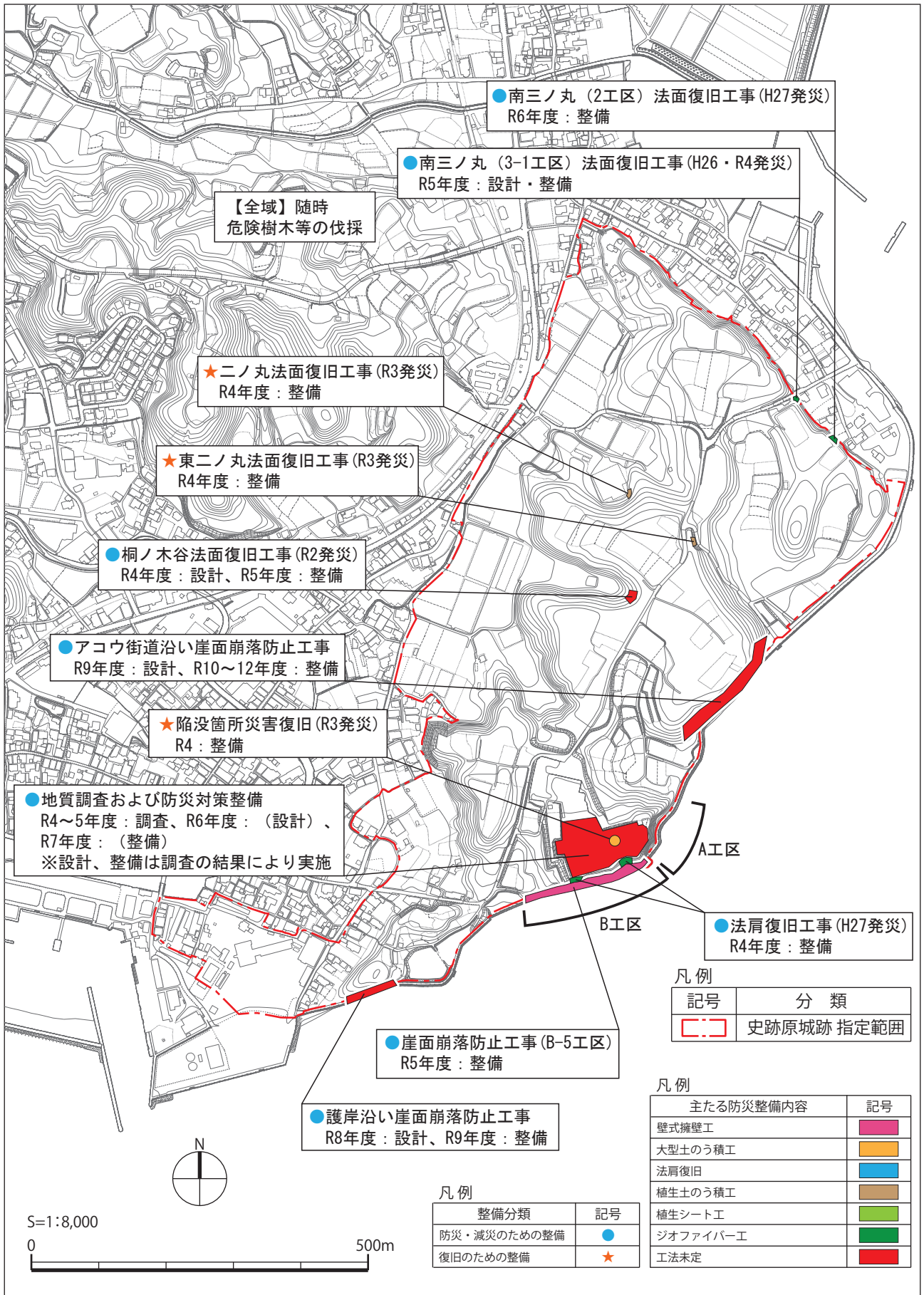


図 5-10 原城跡における防災整備計画位置図

b) き損発生時の対応

豪雨被害による崖面・法面のき損が発生した場合には、発生箇所や規模等により個別に復旧を行うかを判断する。人為的な復旧を行う場合には、植生シート工、植生土のう積工、ジオファイバー工を基本とし、場所や規模、状況により工法を決定することとする。き損の程度が軽微であり、自然植生による回復が可能と認められる場合は、直ちに人為的な復旧は行わず、経過を観察して以後の対応を判断する。

また近年は様々な新技術工法が開発されており、史跡に影響を及ぼさず景観にも配慮した工法があれば、積極的に採用することとする。

なお、崖面・法面の復旧のための工法については、表 5-8 を参考として判断を行うこととし、特殊な条件などが絡む場合には委員会に指導助言を受けて決定することとする。

石垣がき損した場合には、き損の発生箇所や規模等により、個別に委員会の指導助言を受け、復元的積み直しや補強等の工法を検討する。

表 5-8 き損発生時の工法判断基準

工法	判断基準
植生シート工	道路および動線、民家等の建造物に隣接していない場所でのき損で、比較的小規模であり、勾配が 1 : 0.5 より緩勾配のもの
植生土のう積工	植生シート工と同様の場所、規模で、植生シート工により施工ができない規模や勾配のもの
ジオファイバー工	道路および動線、民家等の建造物に隣接している場所のき損、植生シート工、土のう積工で施工ができない大規模なもの
その他工法	特殊条件等により、上記工法のみでの復旧が困難であるもの

④その他の防災整備

崖面の天端部ならびに法面や法肩、法尻の樹木については、台風等の強風時の揺さぶりなどが崖面や法面の崩落を誘発するため、樹木の伐採や強剪定を行う。法面や法肩にごく近い樹木は特に優先的に伐採を行い、その他の法肩付近のものは強剪定ないしは将来的に伐採を行う。また法尻のものは法面の立地条件等により伐採か強剪定を個別に判断する。また伐採等を行う場合には景観との調和や、崖面や法面の保全に留意して判断する。